

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における国立研究開発法人土木研究所の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和5年度における国立研究開発法人土木研究所の環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

令和5年度においては、土木研究所自然共生研究センター外4件の電力供給について、一般競争入札（裾切り方式）を行う旨公告を行ったが入札の申込者がなく、随意契約となった。

（2）自動車の購入等に係る契約

令和5年度においては、該当がなかった。

（3）省エネルギー改修事業（ESCO）事業に係る契約

令和5年度においては、該当がなかった。

（4）建築物の設計・維持管理に係る契約

令和5年度においては、3件の建築物の維持管理業務の契約を行ったが、修繕や保守点検を主としているため、温室効果ガス等の排出の削減について工夫の余地がなかった。

（5）産業廃棄物処理に係る契約

令和5年度においては、該当がなかった。